

令和 8 年度

県単災害防止工事（布鎌酒直外土留工）

特記仕様書

主要地方道 美浦栄線

印旛郡栄町 布鎌酒直外

千葉県印旛土木事務所

第 1 章 総 則

第 1 条 適用

1. この特記仕様書は、千葉県土木工事共通仕様書（令和 7 年 4 月版）（以下「共通仕様書」という。）でいう特記仕様書で、本工事の施工に適用する。
2. 本特記仕様書に規定のない事項については別に定める「土木工事共通特記仕様書」及び「土木工事共通仕様書」によるものとする。なお、本工事で適用する土木工事共通特記仕様書の詳細は別表に示すとおりとする。
3. 本工事の施工管理については、「千葉県土木工事施工管理基準（令和 6 年度版）」等によるものとする。

第 2 条 建設廃棄物

本工事により発生する鉄筋コンクリート殻（鉄筋）は、千葉県我孫子市日秀 2 3 0 - 4 地先、片道運搬距離 L=14. 9km の東京利根開発(株)に運搬、処理するものとする。

建設発生土は、印西市吉田干拓、片側運搬距離 16. 5km のストックヤードに搬出するものとする。

工事発注後、事情により上記の指定処理により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

第 3 条 施工時間

1. 本工事における施工時間は下記を標準とする。なお、交通管理者等との協議条件などにより変更が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

（昼間） 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

※作業区分については、第 4 条のとおりとする。

2. 水路は、農業用水に使用していることから、施工時期については監督職員の指示によるものとする。

第4条 工事中の安全確保

1. 工事期間中に配置する交通誘導員は、以下のとおり計上するものとする。
ただし、交通管理者等との協議条件など社会的要件、現地精査に基づき配置人員の変更が必要になった場合は、監督職員と協議するものとする。

工 種	作業区分	編成人員（人/日）	備 考
矢板打込み時	昼間工事	4人以上	全面通行止め 交代要員含む
上記以外	昼間工事	3人以上	片側通行止め 交代要員含む

2. 工事施工にあたっては、工事予告等を十分に行い、渋滞等、交通への影響を最小限に抑えるようにするとともに関係者とのトラブルがないようにすること。

第5条 工事現場管理

受注者は、工事の施工にあたっては、次の事項を遵守するものとする。

- 1) 積載重量制限を越えて土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 2) さし柵装着車、不表示車等に土砂等を積み込まず、また積み込ませないこと。
- 3) 過積載車両、さし柵装着車、不表示車等から土砂等の引き渡しを受ける等過積載を助長することのないようにすること。
- 4) 取引関係のあるダンプカー事業者が過積載を行い、又はさし柵装着車、不表示車等を土砂等運搬に使用している場合、早急に不正状態を解消する措置を講ずること。
- 5) 不法・違法無線局(不法パーソナル無線)を設置したトラック、ダンプカー等を工事現に立ち入らせないこと。
- 6) 建設機械に係る燃料については、適正なものを使用し、不法な燃料(重油に灯油を混入した燃料等)は絶対に使用してはならない。
- 7) 以上のことについて、下請業者にも十分指導すること。

第6条 事業損失防止施策

工事施工期間中は、地山の変動、湧水等の動態には十分注意し、地盤沈下や振動、移動等の測定及び沿道、近隣工作物等の事前事後調査等の結果、近隣に影響を及ぼす恐れがある場合、速やかに監督職員にその旨を報告し、その指示を受けるものとする。ただし、これにより難い場合は監督職員と協議するものとする。

第7条 建設機械及び材料

1. 建設機械の使用に関し、排ガス対策型・低騒音型機械がある場合はそれを使

用すること。

2. 受注者は、県税事務所がその他の機関と合同で行う建設機械及び本工事に係る車両等を対象とする燃料の抜き取り調査に対しては、監督職員の指示により協力しなければならない。

第8条 工期

1. 本工事の工期は、雨天、休日等を見込み、契約日の翌日から130日間とする。

工期には、施工に必要な実日数（実働日数）以外に以下の事項を見込んでいる。

準備期間	50日間
後片付け期間	20日間
雨休率 ※休日と天候等による作業不能日を見込むための係数 $\text{雨休率} = (\text{休日数} + \text{天候等による作業不能日}) / \text{実働日数}$	0.78
その他の作業不能日	—

天候等による作業不能日は以下を見込んでいる。

イ) 1日の降雨・降雪量が10mm/日以上の日：39日間／年間

ロ) 8時から17時までのWBGT値が31以上の時間を足し合わせた日数：8日間／年間（少数第1位を四捨五入（整数止め）し、日数換算した日数）（過去5か年（2021年1月～2025年12月）の気象庁（千葉特別地域観測所）及び環境省（千葉特別地域観測所）のデータより年間の平均発生日数を算出）

2. 著しい悪天候や気象状況より「天候等による作業不能日」が工程（官積算）で見込んでいる日数から著しく乖離し、かつ、作業を休止せざるを得なかった場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。

第9条 用地関係

借地等を行う場合には、地権者等の確認を確実に行之、トラブルのないようにすること。

第 2 章 材 料

第 10 条 材料

1. 品質証明

材料の使用にあたっては、その外観及び品質証明書等を照合して確認した資料を受注者の責任において整備保管し、監督職員または検査監の請求があった場合は速やかに提示しなければならない。

2. レディーミクストコンクリート

コンクリートは、レディーミクスコンクリートを原則とし、下記の仕様によるものとする。

	呼び強度 (N/mm ²)	スランブ (cm)	粗骨材 最大寸法	セメント種類	水セメント 比
笠コンクリート	19.5	8	25(20)	高炉 B	60%以下
流入部コンクリート	24	12	25(20)	高炉 B	55%以下

第 3 章 施 工

第 11 条 一般施工

1. 工事着手前に、工事区域内及びその周辺について状況調査を実施し、状況を十分に把握しておくこと。また施工にあたり、周辺環境や既設構造物には十分に配慮し実施すること。
2. 本工事の設計趣旨を十分理解し、上記を踏まえ良好な施工に努めなければならない。
3. 本工事の施工を行う前に現況調査を行い、それに基づき平面、縦断、横断について検討を行うものとし、その結果について監督職員の承諾を得るものとする。

第 12 条 測量

1. 本工事の施工に先立ち、縦横断の現状測量を行い、計画縦横断図を作成し監督職員に提出することとする。
2. 横断測量は 20 m 間隔を基本とし、縦横断の勾配変化が大きい場合は 10 m 又は 5 m 間隔とする。また、横断方向の測定点は不陸各点を網羅するものとする。

3. 詳細測量の結果、設計図書に示す数値と現況測量結果に著しい相違がある場合は現況測量結果（延長、幅員）を設計値とする。

第13条 段階確認

受注者は、共通仕様書に記載のある段階の他、必要と認められるものについて監督職員と協議の上、段階確認を受けなければならない。

工種及び項目・時期は次のとおりとする。

種別	細別	施 工 段 階（確認時期）
矢板工	広幅鋼矢板	打込み時、打込み完了時

第14条 組立土留工

1. 受注者は組立土留杭設置後、土留板設置し背面に土砂を施工するときは十分な転圧を行うとともに土留杭が変位しないよう留意すること。
2. 路体盛土については施工外の盛土との差異が生じないように施工すること。

第4章 そ の 他

第15条 要望・苦情に対する処理

1. 受注者は、地元住民及び第三者からの要望・苦情に対しては、親切丁寧に対応し、その内容を直ちに監督職員に報告すること。
2. 本工事施工箇所付近の商店や住宅に対し、工事の周知・説明をきめ細かく行い、営業等の支障やトラブルにならないようにすること。

第16条 その他

1. 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに文書にて監督職員へ報告すること。
2. 受注者は、施工に関する上記以外で疑義が生じた場合は、監督職員と協議すること。

特記仕様書別表 詳細は土木工事共通特記仕様書 第2章 選択編をご参照ください

条	条 目	適用(不要項目に二重取消線)
第2-1条	電子納品	・該当する(副本登録する) ・該当する(副本登録しない)
第2-2条	工事監督支援業務の担当技術者	・該当する ・該当しない
第2-3条	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)	・該当する ・該当しない
第2-4条	難工事の指定	・該当する ・該当しない
第2-5条	「三者会議」の実施	・該当する ・該当しない
第2-6条	熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事	・該当する ・該当しない
第2-7条	快適トイレ	・該当する ・該当しない
第2-8条	週休2日制適用工事	・現場閉所による週休2日工事 ・週休2日交替制工事 ・該当しない
第2-9条	遠隔臨場	・発注者指定型 ・発注者指定型以外 ・該当しない
第2-10条	ICT活用工事 ※右表に対象工種を記載	・該当する 対象工種：小規模土工 ・該当しない
第2-11条	現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等	・該当する ・該当しない